

制度の概要

○申請対象者

滋賀県内で森林づくりを行う団体、企業および森林所有者

○認証の対象

滋賀県内の民有林であり、森林整備の面積の合計が0.1ヘクタール以上ある森林

○対象樹種

スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、広葉樹(ただし、広葉樹については植栽のみが算定対象)

○対象となる施業

植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ち

○申請の方法

現地調査をしていただいた上、申請書類を提出していただきます。1施行地につき、最大5年間連続して、単年度ごとに申請することができます。

(平成20年4月1日以降に実施した森林整備が対象)

1. 現地調査

団体等は、申請書類を提出する場合、別に定める現地調査マニュアルにより、現地調査等を実施していただきます。

2. 申請書の提出

算定対象となる森林整備を実施した年度の翌年度に、別に定める申請書類を下記宛に提出してください。

○認証の審査

知事は、申請のあった案件について、申請書類を審査し、単年度ごとに、森林整備実施年度の翌年度の二酸化炭素吸収量(t-CO₂)を算定します。

○認証の方法

算定したCO₂吸収量の数値等を記載した認証書を交付し、認証状況を県のウェブサイトに掲載します。

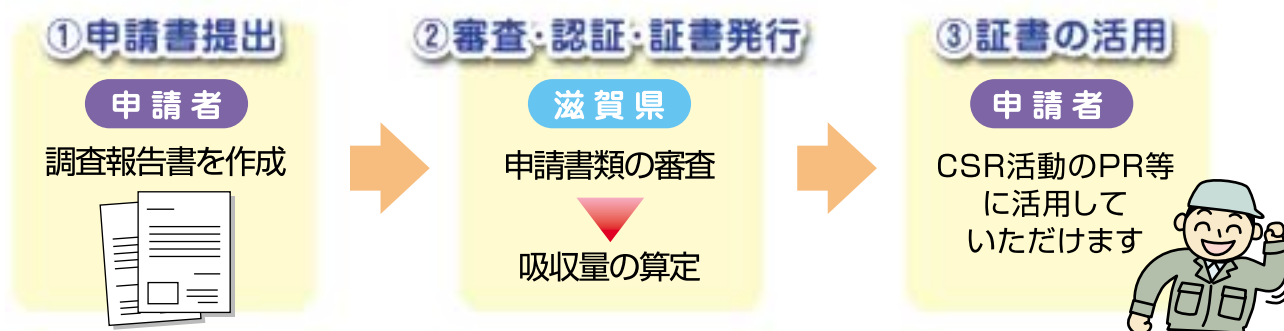
○証書の利用

認証書を社会貢献活動の証しとして、広く広報活動に用いていただけます。ただし、認証書を第三者に販売、または譲渡することはできません。

○審査および証書の発行に係る手数料について

手数料は発生しません。

申請手続きの流れ



<申請書類の提出先および問い合わせ先>

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

直通：077-528-3918 FAX：077-528-4886 E-mail：dj00@pref.shiga.lg.jp

URL <http://www.pref.shiga.lg.jp/d/rimmu/kouryu/co2certification.html>

※申請書類を郵送する場合は、「森林CO₂現地調査報告書在中」と朱書きして下さい。